

○中村学園大学(含む短期大学部)微生物安全管理委員会及び安全管理細則

平成21年7月1日

制定

(趣旨)

第1条 この細則は、中村学園大学(含む短期大学部)微生物等安全管理規程(平成21年7月1日制定。以下「規程」という。)第4条及び第17条に基づき、微生物安全管理委員会(以下「委員会」という。)の具体的な任務、組織、議事の手続、研究用微生物及び実習用微生物(以下「微生物等」という。)の取扱いに係る申請の手続等に関し、その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 微生物等の分類に関する事。
- (2) 微生物等の利用、保管及び供与の承認等に関する事。
- (3) 微生物等管理区域の安全設備及び運営に関する事。
- (4) 事故発生時及び災害時における措置に関する事。
- (5) 微生物等取扱者に対する健康管理に関する事。
- (6) その他微生物等の安全管理に関する事。

2 委員会は、学長の諮問に応じて、又は独自に次の事項について調査審議し、学長に助言を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて、規程第2条第5号に規定する微生物等取扱者に報告を求めることができる。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長がこれを任命する。

- (1) 微生物等安全管理主任者
- (2) 微生物実験の経験を有する教員のうちから選ばれた若干名
- (3) 遺伝子組換え実験安全委員会委員長
- (4) 自然科学系の教員のうちから選ばれた者1名
- (5) 人文・社会科学系の教員のうちから選ばれた者1名
- (6) 法律学の専門家1名
- (7) その他学長が必要と認めた者若干名

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の

任期は、前任者の在任期間とする。

- 3 委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に支障があるときは、委員長が指名する委員がこれを代理する。
- 6 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 特定の事項を調査・検討するため、必要に応じて委員会内に専門委員会を置くことができる。
- 8 委員会が必要であると認めた場合には、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 9 委員会に関する事務は、連携推進部において処理する。
- 10 その他、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

(微生物等のレベル)

第4条 規程第2条に規定する微生物等のレベルは、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件」(平成16年1月29日文科科学省告示第7号)別表第2(以下「告示別表第2」という。)に掲げる区分番号と同一の値とする。ただし、異常プリオンは「レベル3」として取扱い、微生物等の産生する毒素は、これを産生する微生物等のレベルに従う。

- 2 上記の告示に定めのない微生物等及び哺乳動物以外の動植物等に対する病原性に基づく微生物等のレベル分類については、法及び関係府省の定める規程等に基づき取扱うものとする。

(微生物等の取扱手続)

第5条 レベル2の微生物等を用いて新たに実験に利用又は保管しようとするときは、所定の様式により届出書を学長に提出しなければならない。ただし、既に届け出た菌種の微生物等については、病原性に大きな違いがない場合、新たに届け出る必要はないものとする。

- 2 学長は、前項の届出を受理したときは、速やかに安全委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の届出及び申請は、所属長の同意を得て、学長に提出するものとする。

(安全設備及び運営基準)

第6条 施設管理者は、別表1「微生物等取扱実験室の安全設備及び運営基準」及び別表2

「微生物等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基準」に基づき、実験室の整備を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(教育訓練)

第7条 微生物等を用いて実験を行おうとする者及び微生物等を用いて実習指導を行おうとする者(実習助手を含む)は、実験等に必要な知識及び技術に関する教育・研修を、研究等の実施に先立ち、受けなければならない。

(健康診断)

第8条 規程第13条に規定する健康診断は、主に問診によって行うものとする。

2 中村学園大学(含む短期大学部)遺伝子組換え実験安全管理規程に基づく健康診断を受診している者は、前項の健康診断を省略できる。

附 則

この細則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。

別表 略

様式 略